

◇===== [第 35 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2021 年 3 月 1 日

◇=====◇

この間、日本や世界の各地で様々な事件が生じています。国内では菅内閣周辺での汚職事件や愛知県知事のリコール署名の不正事件、中国の海警法改正問題やミャンマーでの軍部によるクーデター、ロシアのプーチン政権による政敵（ナワリヌイ氏）弾圧事件などなど。様々な問題が一度に噴出した感があります。

民主主義や人類共通の基盤に関する問題も多く、深く掘り下げていきたいという思いに駆られます。

研究所の力量からこれら全てについて語ることはできませんが、可能な限り追っていききたいと思います。

●===== [時事解説] =====●

今年 1 月下旬から 2 月の中旬にかけて、アメリカ・ウォールストリートである銘柄の株価の動きに注目が集まりました。ゲームストップというゲーム小売りチェーン店の株式価格です。今日までに報道されている記事からこの騒ぎについて追ってみました。

事の次第はおおよそ次のようなものだったようです。

まずゲームストップ社のここ数年の業績は決して思わしいものではありませんでした。同社の株価は 2008 年に約 50 ドルであったものが、2021 年年初には 17 ドルまで落ち込んでいました¹。この経営不振の企業の株式に対して、ヘッジファンド (Melvin Capital 社など) は空売りを仕掛けます。空売りについては「資産運用完全ガイド」が次のように説明してくれています²。

空売り (信用売り) は金融商品を保有せず売却してその後買い戻す取引のことです。

例えば 1,000 万円の価値がある金融商品を空売りしたとき、その商品の価値が 800 万円になったときに買い戻せば下落した差額の 200 万円の利益になる仕組みです。

通常の取引であれば、金融商品を購入して価値が上がったときに売却すれば利益が出ますが、空売りは取引の順序が逆であるため価格が下がった時に利益が出ます。

¹ (株) ワードストライク代表 佐藤 大介「米国 ロビンフッド狂乱相場 個人投資家の大群はどこへ向かうのか 日本の当局も対岸の火事では済まされない」の記事を基にしています (<https://news.livedoor.com/article/detail/19666836/>)

² <https://crea-lp.com/blog/invest/hedge-fund-short-sale/>

つまり、株価の値下がり前提とした取引で利鞘を得ようとする取引だということです。特に資金に余裕のあるヘッジファンドでは大量の株式を売りに出すことで市場価格を下げさせられるので、空売りという手法は安定的に利益をもたらすものと見做されていました。

ところが今回のゲームストップ株の取引については、市場から思わぬ反応が返ってきます。それは個人投資家による大量の買い注文でした。

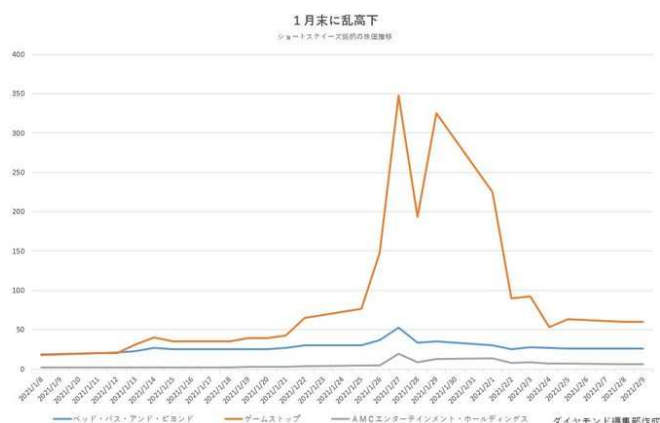
1月12日ごろからじわじわと値が上がり始めます。1月22日には50ドルを超えてさらに値上がり続けました。1月28日には年初比で2400%という驚異的な価格にまで跳ね上がりました³。

株の取引においては日本の場合「投資家は、売り建てた日から6ヶ月後の返済期日までに反対売買（株式市場から買い戻す）または現渡し（保有している株式を証券会社に返済）をしなければなりません。⁴」というルールがあり、これはアメリカでも同様です。そうすると、以前から空売りを仕掛けていたヘッジファンドとしては、どうしても値上がりした価格で株を買い戻さざるを得なくなる者も出てくるわけで、結果として「大幅な含み損を抱える結果となり、著名なヘッジファンドである Melvin Capital は年初以来マイナス52%もの損失を出し、ファンド閉鎖の危機にまで陥った。また、空売りを得意とするヘッジファンドである Citron Research も同社株で多額の損失を被り、創業以来20年続けてきた空売り戦略からの撤退を発表」⁵せざるを得なくなるなどの損害を被ることになったのです。

この個人投資家の一斉買い注文はどのようにして生じたのかということについて、東洋経済の解説部コラムニスト、大崎 明子氏は次のように記しています。

6

個人による今回の仕掛けは SNS のレディット (reddit) と手数料なしで個人が簡単に株式取引できるアプリ「ロビンフッド」が大きな役割を果たした。ま



³ 「米国株を混乱させた壮大な仕手戦『WallStreetBets 現象』とは何か」ダイヤモンド・オンライン(<https://diamond.jp/articles/-/262559>)

⁴ <https://www.smbcnikko.co.jp/products/stock/margin/knowledge/012.html>

⁵ 佐藤大介、前掲記事。

⁶ 大崎明子「個人投資家のヘッジファンド攻撃が示すリスク 個人マネーが市場のボラティリティを高める」(<https://news.yahoo.co.jp/articles/91d2fb4473a6a1880fe3a458ef3481109b187dd5>)

た、コロナ禍による巣ごもりという特殊な状況もあった。野村証券の高田将成クロスアセット・ストラテジストは「2回の給付金が出た後にロビンフッドなどを通じた個人投資家の取引は増えている。多くの人がテレワークで在宅勤務をしており、個人が取引に参加しやすい状況にある」と話す。

個人投資家の攻撃は「空売りで儲けているヘッジファンドを懲らしめる」という発想で行われた。実際にゲームストップ株ではヘッジファンドのメルビン・キャピタルが巨額損失を余儀なくされるなど、影響が広がり、「個人投資家がヘッジファンドを打ち負かした」と話題になった。(引用ここまで)

このような個人投資家の動きのきっかけとなったのは、SNS上の投稿であったと言われています⁷。

この一連の株式投機を巡る攻防戦は、個人投資家 VS ヘッジファンドという構図で語られ、弱者が強者を打ち負かしたと痛快事のように語られたり、金融取引を不安定化させる要因が増えたという制度維持の課題として語られたりしています。ですが、それが問題の本質なのかというと、極めて疑問が残ります。

まず、このような株価の変動自体が実体経済からみてどうなのかという問題です。既に経営が危うくなっている企業の株式価格が高騰するということ自体、現実の経済を全く反映していないという点を指摘しなくてはなりません。このような取引自体、投資ではなく投機であるとしか言いようがないわけです。

「健全な資本主義」での株式市場は、企業に提供した資本金(株式)を基に、その企業の活動によって生み出される利益から金額(株数)に応じて配当される一種の利子を目的に売り買いされる性質のものです。投資家は資本を提供する企業に対して配当を要求できる一方で、その企業に対する一定の監督責任も負います(株主総会での議決権など)。これに対して今回のような株(金融商品)の取引そのものから刹那的な利益を得ようとする行為は、投機であって企業やその経営については興味を持ちません。さながら資本主義に寄生した賭博師集団と言えるでしょう。

第二に、こうした投機的な資金の動きが実体経済にどのような影響を与えるかという問題です。特に空売りの対象とされた企業にとっては、株価の下落が自然な動きによってではなく目先の利益(投機的利益)のための売買によってもたらされるとすれば、資金調達力が下がることになり、それによってもしかすると経営再建できたかもしれないものが株式の評価額の下落に伴って再建不可

⁷「ローリング・キティ」の名でSNSに投稿し、ゲームストップ株への投資を公言していた著名ユーチューバーのキース・ギル氏は、自身のポジションは公表されている情報のみに基づいたものであり、投資家の買いをあおる狙いがあったとの指摘は「的外れ」だと述べた。ロイター(<https://jp.reuters.com/article/retail-trading-testimony-idJPKBN2AI02M>)

能になる事すらありえるという事実です。

今日の金融市場は、各国政府の金融緩和策によってもたらされた金余り現象に伴って、現実の経済とは遊離した賭博市場となっているわけですが、現実の企業経営にも悪影響を与えないではありません。資本主義末期の現象と言えるかと思います。

唯物論的社会契約論の立場からすれば、株式配当そのものが経済にゆがみをもたらすもので本来あってはならない存在ですが、更にいびつに成長した株式市場の実態を放置したままであれば、賭博資本主義が経済活動そのものの崩壊のリスクとなりかねません。通貨は実体経済に投入され、企業活動や消費者の消費活動に供されてこそ経済の血液となります。それが言わば動脈瘤のような、血管から異形の成長を遂げた血袋の中に取り込まれ、滞留すると、本来の臓器に必要な血液量が不足し、多臓器不全を起こしかねません。一時的な収入と経済活動そのものの崩壊を天秤にかけた時、どちらを優先すべきか、明らかでしょう。

こうした現象が生じるのは、資本主義という経済制度の本質的な特性によるものです。一日も早く、経済制度の根本的な更新が必要です。

●=====●

★===== [コラム] =====★

中国の香港に対する取り扱いが世界的な批判を集めていましたが、ミャンマーでの軍部のクーデターが生じると世界の目は一挙にこちらに注がれるようになった感があります。

中国はミャンマーの軍部とは軍政時代から関係を深めており⁸、内政問題として国軍への非難は行いませんでした。今回問題にしたいのはこの「内政問題」あるいは「内政不干涉」という国際社会の原則と人類の共通の基盤の関係性についてです。

内政不干涉の原則はウィキペディア (Wikipedia) によれば次のように定義されています。

内政不干涉の原則（ないせいふかんしょうのげんそく）とは、国家は国際法に反しない限り、一定の事項について自由に処理することができる権利をもち、逆に他国はその事項に関して干渉してはならない義務があるという、国家主権から導出される原則をさす。そして、こういった国家が自由に処理できる事項

⁸ 時事、2021年2月1日報「ミャンマー国軍を非難せず安定化訴え 軍政時代から関係緊密—中国」(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021020101018&g=int>)

のことを、国内管轄事項または国内問題という。

内政不干渉の原則で常に問題になるのが、国際法との関係です。ウィキペディアの「内政不干渉の原則」の項でも次のような国連決議を掲示しています。

国家間の友好関係および協力についての国際法原則に関する宣言（友好関係原則宣言、1970 年国連総会決議 2625）

いかなる国又は国の集団も、理由のいかんを問わず、直接又は間接に他国の国内問題又は対外問題に干渉する権利を有しない。したがって、国の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する武力干渉その他すべての形態の介入又は威嚇の試みは、国際法に違反する。いかなる国も、他国の主権的権利の行使を自国に従属させ又は他国から何らかの利益を得る目的で他国を強制するために、経済的、政治的その他いかなる形の措置も使用してはならず、またその使用を奨励してはならない。また、いかなる国も、他国の政体の暴力的転覆に向けられる破壊活動、テロ活動又は武力行動を組織し、援助し、助長し、資金を与え、扇動し又は、黙認してはならず、また、他国の内戦に介入してはならない。人民からその民族的同一性を奪うための武力の行使は、人民の不可譲の権利及び不干渉の原則を侵害するものである。いずれの国も、他国によるいかなる形態の介入も受けずに、その政治的、経済的、社会的及び文化的体制を選択する不可譲の権利を有する。前記パラグラフのいかなる部分も、国際の平和及び安全の維持に関する憲章の関係規定に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

ここにあげた決議の内容を以ってしても、今日のミャンマーの事態に、もっと具体的に言えばミャンマーで軍事クーデターを起こした軍事政権に、国として批判することができるか否かには論議がつきまといます。これもやはり人権という概念と無関係ではありません。

今日の国家に対する見解は、国民である個人間の社会契約に基づいて打ち立てられているのが国家であるとするものです。従って第二次大戦前のドイツのホロコーストなどのような特異な事例を除いて、各国は自らの政治形態について自ら責任をもつことが期待されており、他国はその政治過程に関与することは認められないのが実情です。例えば、独裁政治を民衆が武力蜂起によって打ち倒すことと、今回のように軍部がクーデターによって民主的な政体を打倒することは、その国の内部の政治過程なのであって、他国はこれに干渉することはできないという論理が成り立ってしまう。

このような無力感は、人類すべてにとって共通の基盤となる法がないという

思い込みによって成立します。

実は、唯物論的社会契約論はそのような法の存在を確認しています。これは人為の法ではなく、人類の生物としての存在そのものから生じている言わば自然法で、人類の一員である以上その正当性を否定できない絶対法です。単純明快なその法とは「すべて人類はより安定した生の再生産を目的として存在する」という、それだけのものです。唯物論的社会契約論では「人類根源法」と命名しております。

これの何が重要なのか。この法のもっとも重要なことは、すべての人類の営みはこの法の上に組み立てられなくてはならないという共通の認識が要求されることにあります。つまりこの法から派生して、「この法に反するいかなる基本法・法令・条例・政令あるいは伝統・宗教的慣習はすべて無効とされるべきである」という理念を共有できる可能性があるという、その事実なのです。

この認識が共有されるなら、戦争や武力行使は全て違法とすることが出来ます。唯物論的社会契約論の各論の一つ、唯物論的法学の基礎中の基礎となる考え方ですが、これによって内政不干渉の原則の壁は容易に崩せることとなります。しかも決して悪用はできません。

一見困難とも見える内政不干渉の原則と人々の命をどう守るかという課題の矛盾解決も、この科学的にも否定しようのない「人類根源法」がその糸口となるだろうと思います。

★=====★
次回の発行は4月1日を予定しております。